解散公告（第一回）

当組合は、令和八年四月三十日京都府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

京都府船井郡京丹波町大迫山根一五番地
大迫生産森林組合
清算人　大田　喜好

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

鹿児島県日置市伊集院町清藤二〇〇六番地八
医療法人清風会
清算人　清田　隆二

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに山形県知事の認可により、令和八年三月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

山形県上山市御井戸丁三番三号
医療法人社団御殿湯ひふ科医院
清算人　佐藤　紀嗣

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月三十一日所轄庁の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

茨城県結城市江川新宿一九七三の一五
学校法人みずがき学院
清算人　渕岡　大起

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月十八日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

愛知県額田郡幸田町大字芦谷毛倉三四番地
四　サーラシティ幸田管理組合法人
清算人　松原　聖

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月十三日を以て解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

佐賀県伊万里市木須町三九二〇番地
西明寺
清算人　橋口　弘昭

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年七月二十五日開催の社員総会の決議並びに熊本市長の認可により、令和八年四月二十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

熊本市北区池田三丁目一番五〇号
医療法人社団輝会
清算人　田ノ上　輝

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

大分県日田市天瀬町馬原三五九九番地四
農事組合法人北平食品加工組合
清算人　穴井　征之

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年四月九日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

山梨県西八代郡市川三郷町寺所七九二番地
宗教法人春日大神社
清算人　弁護士　木暮　利壱
連絡先　山梨県甲府市中央一丁目九番六号
青柳ビル三階

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年四月二日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

山梨県西八代郡市川三郷町垈二一四番地
宗教法人諏訪神社
清算人　弁護士　田中　謙一
連絡先　山梨県甲府市相生二丁目五番一七
号鈴木屋ビル三階

解散公告（第三回）

当土地改良区は、令和八年四月十三日南さつま市長の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十五日

鹿児島県南さつま市坊津町泊七九九一番地
清算法人坊津町清原土地改良区
代表清算人　清水　正孝

第13期決算公告　令和8年3月30日

北海道紋別市新港町4丁目6番地
紋別バイオマス発電株式会社
代表取締役社長　久慈淳一郎

貸借対照表の要旨（令和7年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,618,644
	固定資産	6,719,547
	資産合計	**10,338,191**
負債及び純資産の部	流動負債	5,465,632
	(内賞与引当金)	(4,520)
	固定負債	3,415,357
	(内退職給付引当金)	(6,571)
	株主資本	1,457,201
	資本金	490,000
	利益剰余金	967,201
	利益準備金	122,500
	その他利益剰余金	844,701
	(内当期純利益)	(33,428)
	負債・純資産合計	**10,338,191**